

国立大学法人東京医科歯科大学建設工事等に係る

適正な施工体制確保等実施要項

〔平成16年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における建設工事等に係る適正な施工体制の確保等については、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年規程第3号）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(適用法令)

第2条 本要項の運用においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及びこれに基づく政令を適用するものとする。

(適正化指針への配慮)

第3条 本学は政府関係機関であることに鑑み、国が定めた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成23年閣議決定。以下「適正化指針」という。）に配慮するものとする。

(適正な施工体制の確保等)

第4条 工事現場における適正な施工体制の確保等に係る本要項の運用においては、工事現場における適正な施工体制の確保等について（平成13年文教施設部長通知13文科施第62号）の規定を準用するものとする。

(施工体制の点検要領の運用)

第5条 工事現場における施工体制の点検要領の運用については、工事現場における施工体制の点検要領の運用について（平成14年文教施設部長通知13施企第34号）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中、「契約担当官」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(工事成績評定要領)

第6条 工事成績評定要領については、工事成績評定要領の改正について（平成20年文教施設企画部長通知19文科施第370号）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「東京医科歯科大学工事請負契約要項」、「支出負担行為担当官」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(工事成績評定実施規程)

第7条 工事成績評定実施規程については、工事成績評定実施規程の一部改正について(平成31年文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知30施施企第47号)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「東京医科歯科大学工事請負契約要項」、「支出負担行為担当官」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(工事成績評定評価委員会等の設置)

第8条 本学は、第6条要領第9(3)による工事等成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という。)及び同要領10(3)による工事等成績評定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとするが、当面、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部に設置される評価委員会、審査委員会に審議を依頼できるものとする。

(施工体制台帳の作成等)

第9条 適正化法に基づき、発注者への提出の義務付け措置等が講じられている施工体制台帳の整備要領については、施工体制台帳の作成等についての改正について(平成13年文教施設部長通知13国文科施第3号)の規定を準用するものとする。

(一括下請負等の禁止)

第10条 本学が発注する建設工事等における一括下請負等不正行為の排除については、施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について(平成13年文教施設部長通知13国文科施第2号)の規定を準用するものとする。

(暴力団排除規程の準用)

第11条 本学が発注する建設工事等においては、公共工事における指名審査等の厳格化の観点から、建設業からの暴力団排除の徹底について(昭和61年会計課長通知国会第95号)の規定を準用するものとする。

(建設産業における生産システムの合理化への配慮)

第12条 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システム合理化指針について(平成3年文教施設部長通知国施第6号)の規定に配慮するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和年10月7日制定)

この要項は、令和年10月7日から施行し、令和元年10月1日から適用する。